

今号の主な内容	
2面	ご確認ください 所得税・住民税の申告のときに
3面	NPO活動に助成金活用を
8面	矢来町に「高齢者福祉施設 神楽坂」開設
8面	住民基本台帳カード交付等のときの本人確認を厳格に
8面	新宿区広報番組 こんにちは 新宿区長です！ 第4回番組を2月に放送

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成23年(2011年)
1・25

第1984号

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111

ホームページ🌐 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

携帯電話版📱 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

確定申告をお忘れなく

所得税の申告・納税は2月16日(水)～3月15日(火)

サラリーマンの方等の所得税還付申告はすでに受け付けています

確定申告書の作成・提出会場を開設

所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場を、新宿アイランドに開設します。開設期間中は、税務署内に申告書作成会場はありません（提出のみの方は税務署でも受け付けます）。

【開設日時】2月1日(火)～3月15日(火)（土・日曜日、祝日を除く）、午前9時～午後5時（相談は午前9時15分から）

※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。午後4時までにおいでいただくをお願いします。

【会場】新宿アイランド地下1階アクアプラザ（西新宿6－5－1、右地図参照）

●確定申告センターを併設します

お住まいの住所にかかわらず、確定申告書の作成ができます（譲渡所得・贈与税を除く）。

確定申告書は郵送でも提出できます

管轄の税務署へお送りください（新宿アイランド内の会場へは郵送できません）。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、「提出用」「控え用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

日曜日（2月20日・27日）に

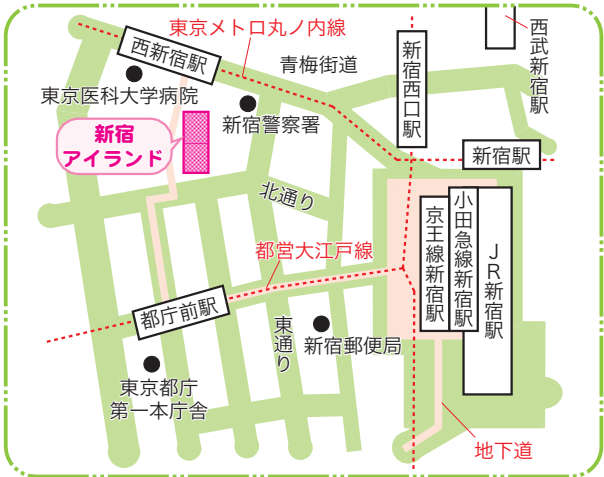
東京国税局で確定申告書を受け付けます

申告書の作成・提出ができます。

【日時】2月20日(日)・27日(日)午前9時～午後5時（相談は午前9時15分から）

【会場】東京国税局（千代田区大手町1－3－3、大手町合同庁舎3号館）

※当日は、新宿税務署・四谷税務署・新宿アイランド内の会場では業務を行っていません。



インターネットで確定申告書の作成・申告・納税ができます

国税庁ホームページ（🌐<http://www.nta.go.jp/>）内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、印刷（白黒でも可）して税務署に提出できます。

また、作成した申告書データ（贈与税を除く）に電子証明書を添付して、送信（提出）もできます（e-Tax・イータックス）。

※e-Taxの利用には、事前の手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

贈与税の申告と納税

平成22年中に個人から土地・建物・現金・預金・株式等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方や「住宅取得等資金の非課税制度」「相続時精算課税制度の特例」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することもできます。

【問合せ】▶所得税・贈与税・消費税等…新宿税務署（北新宿1－19－3）☎（3362）7151、四谷税務署（三栄町24）☎（3359）4451へ。
▶個人事業税…新宿都税事務所（西新宿7－5－8）☎（3369）7151へ。

▶住民税…区税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

※申告時の社会保険料控除・高齢者の方のおむつ代の医療費控除・寝たきりの高齢者の方等の障害者控除について2面でご案内しています。

税理士による無料申告相談

◆新宿税務署管内の方

日程	会場
2月7日(月)～9日(水)	新宿消費生活センター分館（高田馬場4-10-2）
2月8日(火)～10日(木)	落合第一地域センター（下落合4-6-7）
2月14日(月)～16日(水)	落合第二地域センター（中落合4-17-13）
2月21日(月)～25日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー（歌舞伎町1-5-1）
2月23日(水)～25日(金)	大久保地域センター（大久保2-12-7）

◆四谷税務署管内の方

日程	会場
※3会場共通 1月31日(月) 2月1日(火)・14日(月)・15日(火)・ 21日(月)・28日(月) 3月2日(水)	榎町地域センター（早稲田町85） 牛込筆筈地域センター（筆筈町15） 若松地域センター（若松町12-6）

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時（受付時間…午前は11時30分まで・午後は3時30分まで）
- お車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。

住民税の申告書をお送りします

平成22年中に住民税（特別区民税・都民税）の申告をした方等には、2月4日(金)に23年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

収入が一定額以下の方も、申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月7日(月)～3月15日(火)午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午

後7時まで）
※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送申告もご利用ください。

◆土曜日に区役所で住民税の申告を受け付けます

【受付日時】2月26日(土)午前8時30分～午後5時。「23年度の申告」のみ受け付けます。

※当日は、区役所本庁舎夜間通用口（建物裏側地下1階）をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。

【受付窓口・問合せ】区税務課課税第一係・第二係（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

準備はお済みですか

地デジへの移行を支援します

住民税が非課税の世帯も

国の支援の対象になりました

地上アナログ放送は、今年7月24日までに停止します。お早めに申請をお願いします。

国の支援

NHKの受信料が全額免除の世帯に加えて、住民税が非課税の世帯も新たに支援の対象になりました。いずれも申請期限は7月24日(日)（消印有効）です。

★NHKの受信料が全額免除でない世帯で21年または22年の所得に対する住民税が非課税の世帯には、チューナーを無償で給付します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】総務省地デジチューナー支援実施センター☎（0570）023724へ。

★NHKの受信料が全額免除の世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯等）には、チューナーを無償で給付し設置します。屋外アンテナの改修等が必要な

場合は工事も無償で実施します。

【問合せ】総務省地デジチューナー支援実施センター☎（0570）033840へ。

区の助成

23年3月31日までに地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行した経費の一部を助成しています。助成は1世帯1回限り、2万円が限度です。助成の対象世帯には、区内在住で「住民税が非課税の高齢者世帯」等の要件があります（NHKの受信料が全額免除の世帯は国の支援の対象となるため対象外）。

【申込み】必要書類（申請書・領収書等）を地域福祉課福祉計画係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎（5273）3517へ郵送またはお持ちください。書類は特別出張所でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。